

雜載

りあつめ、肉還丹とするといへり、故に七日節句の初とす、或は七種と云は、所謂る芹薺、菁、藜、蕪、御形佛の座、是を七種の粥とすと云々、右は佛師の沙汰せしむる處也、右家々の記録上覽あり、其說區々にして一決ならず、これに依て仰に曰く、七種の糝の事は異說多し、世俗に用來るを以て是とすべき旨仰付らる、依て世俗の式を用る、其外京都五山鎌倉五山并ニ總錄司者御禮、或ハ名代御目見の次第、座位等の事ハ、昔足利三代義滿將軍の時、式を定らる、所に仰定らる、嚴有院様御代覺書、正月七日七種之爲御祝儀、御家門様御登城、於御黒書院御對面、其外舊冬被仰付、官位衆御禮、又は隱居病後大名衆太刀目錄持參御目見、

〔坂井家日策〕天保七年正月六日、日暮て七種はやす、七日晝後御住居、○廣島藩主淺野より若菜齋齋妻徳川末姫

餅干鯛一箱參る、八年正月七日、藝州江參上致、直ニ歸宅、若菜餅下ル、

〔千紅萬紫〕七種、拔松拔竹御門前、叩菜叩薺俎板邊、唐土鳥兼日本鳥、東天未渡素天天、

〔梅園日記〕三七草爪、正月七日七草爪とて、人こゝに必爪さるは、前條にいへる鬼車鳥、人の捨つる爪をとるといふ說あれば、とらせじとて、かの鳥を禿はん料にたゞきつる七草を水に浸し、其

水にて爪をぬらしてさるなり、目次紀事には、七草をゆてた、湯にて爪をひたすと云り、かの鳥爪とる事は、玉燭寶典卷十に、博

物志云、鶴鷓鳥晝目無所見、夜則目明、人截爪棄也、此鳥捨取、知其吉凶、鳴則有殃也、今本博物志、北戸

錄卷上に、陳藏器引五行書、除手爪埋之、戸内恐爲此鳥所得、其鶴鷓即姑獲鬼車、鷓鷓類也、嶺表錄異

り說あと見えたるにて知るべし、さて正月ならぬ時も、小兒の爪はみだりに捨ぬなり、清朝にても

玄かり、盧文弨が鍾山札記に、淮南子高誘注云、鷓鷓謂之老菟、夜則目明、合聚淮南子各本拾聚に作れり、人爪、以

著其巢中、今人翦小兒指甲、率置隱處、不欲棄、擲庭院間、則亦因高說、以爲戒耳とあり、

〔守貞漫稿〕二十六正月七日、今朝三都トモニ七種ノ粥ヲ食ス、略中江戶ニテモ小松ト云村ヨリ出

ル、菜ヲ加ヘ煮ル、蓋シ薺ヲ僅ニ加ヘ煮テ、餘ル薺ヲ茶碗ニ納レ、水ニヒタシテ、男女コレニ指ヲヒ

ル、菜ヲ加ヘ煮ル、蓋シ薺ヲ僅ニ加ヘ煮テ、餘ル薺ヲ茶碗ニ納レ、水ニヒタシテ、男女コレニ指ヲヒ